

ハヤヨミ！ 看護政策 No.380

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2022年12月28日



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

感染症法等の改正を踏まえた 健康危機管理体制の強化について議論 — 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 —

公開可

◎感染症法等の改正を踏まえた健康危機管理体制の強化について議論 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

12月19日に厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会が開催され、感染症法等の改正を踏まえた健康危機管理体制の強化について議論した。

今般のコロナ対応では、都道府県と保健所設置市や特別区との間で、入院調整が円滑に進まない、派遣のニーズ等迅速な情報共有ができないなど、連携が十分ではないケースが見られた。これに対応するため、国は都道府県と保健所設置市・特別区による「連携協議会」を創設。井伊副会長は、一般市町村は連携協議会の構成員ではなく意見聴取の対象となっているが、保健師の応援派遣等もあることから、一般市町村が連携協議会へ参画できるよう要望した。また、IHEATによる保健所の体制強化については、IHEAT要員の勤務先に対し、派遣要請を受けやすいよう配慮する努力義務が課せられる旨が記載されているが、実効性のある運用となるよう都道府県から雇用主への文書依頼の必要性についても要望。さらに、今後、平時からの体制構築等において保健所が担う役割の増加が見込まれることから、健康危機管理を担うための適正な保健所数、職種別の職員数、体制等について、改めて検討が必要と発言。これらの発言に対して、事務局からは、非常に意義のあるアドバイス・指摘と認識しており、運用を示す際に盛り込むことなどを検討すると回答した。(執筆：鎌田常任理事)

◎介護保険制度の見直しについて議論 社会保障審議会介護保険部会

12月19日に社会保障審議会介護保険部会が開催され、介護保険制度の見直しに関する意見(案)のとりまとめについて議論した。意見書は「Ⅰ地域包括ケアシステムの深化・推進」「Ⅱ介護現場の生産性向上、制度の持続可能性の確保」に沿って取りまとめられている。Ⅱに含まれる介護保険における「給付と負担」の各論点については、次期計画に向けて結論を得ることが適当とされ、来夏までに結論を得るべく引き続き本部会で議論することとなった。看多機の活用促進のための制度改正についての意見書で、「看護小規模多機能型居宅介護は、(中略)今後、サービス利用機会の拡充

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

を図るため、地域密着型サービスとして、どのような地域であっても必要な方がサービスを利用しやすくなるような方策や、提供されるサービス内容の明確化など、更なる普及を図るための方策について検討し、示していくことが適当である。」とされた。本部会の意見書案は部会長あずかりとなり、12月20日付けで確定版が厚労省HPに掲載された。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29930.html（執筆：田母神常任理事）

◎令和5年度薬価改定の骨子（案）など議論 中央社会保険医療協議会

12月21日に中央社会保険医療協議会が開催され、①令和5年度薬価改定の骨子（案）②医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱い（諮問）③医療DX対応④医療DXに関する診療報酬上の評価⑤医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の対応について議論した。①では、改定の対象範囲や薬剤費削減等の骨子（案）が示され、承認された。②については、大臣折衝事項に基づき答申するよう厚生労働大臣からの諮問がなされ、諮問に基づき③④を議論した。③では、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されるが、導入が間に合わない、やむ得ない事情とその経過措置が示され承認した。しかし④の医療DXに関する診療報酬上の追加的評価等については、診療側委員は導入加速に向けて期間限定的な追加評価の対応が必要と賛同したが、保険者側委員からは、「唐突に初めて提案され、本来時間をかけて中医協で議論する内容である」「『国民・患者の声をよく聞き』と付帯意見にはあるが、国民・患者の声を聞いていない」「マイナ保険証を利用したことのない患者が大多数の中で患者に負担を強いるのは納得できない」等の理由から反対した。⑤では、医薬品の欠品・出荷調整や停止、販売中止が相次ぎ、医療機関や薬局の負担が大きく、医薬品の安定供給に資する取り組みへの追加的評価について議論した。診療側委員は不安定供給に対する対応の現状を説明し、追加評価案に賛同したが、保険者側委員からは、「製薬会社の不祥事が発端であり、最大の被害者である患者・国民に負担を転嫁することに理解できない」「未然に防げなかった行政にも責任がある」「診療報酬で追加評価しても根本原因を解決しなければ不安定供給は解消されない」等の理由から反対した。また、仮に追加評価するとしても患者への丁寧な説明が必要であり、対応は暫定的として令和6年度に向けて腰を据えて取り組むべき問題と意見した。（執筆：吉川常任理事）

個別改定項目について議論

中央社会保険医療協議会

12月23日に中央社会保険医療協議会が開催され、12月21日の諮問事項をもとに、「個別改定項目」について議論した。短冊をもとにした議論項目は、①医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置②医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置③医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置の3項目。①について保険者側委員は、令和5年3月までの経過措置の延長はしないことを要望した。②③の「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の「初診の評価の見直し、再診の評価の新設」「地域支援体制加算への加算」については、診療側委員は推進策として理解を示したが、保険者側委員は、特例措置期間は令和5年4月から12月までで延長しないことを要望した。また、③については、診療側委員・保険者側委員双方から、医薬品の供給体制完全復活の時期の見通しについての質問がされ、事務局は、産業構造等の解決が必要であり、

有識者会議で検討中とし、今後示していくと回答した。議論の後、附帯意見案を作成、各委員間で検討し、承認した。公益代表委員は、附帯意見に「中医協の議論の進め方が盛り込まれたことについて事務局に重く受け止めてほしい」「国民・患者に対してその背景やメリットについて十分な説明の必要」と意見した。その後答申について検討、承認され、小塩会長から本田政務官へ答申書が手渡された。本田政務官は、答申をもとに速やかに省令整備を行うとともに、早急に患者・国民の声を幅広く聞き、調査検証を行うという付帯意見を真摯に受け止めて対応すると述べた。(執筆：吉川常任理事)

◎地域医療構想について議論 第8次医療計画等に関する検討会

12月23日に第8次医療計画等に関する検討会が開催され、「地域医療構想について」を議題とし、意見のとりまとめ(案)の中の「地域医療構想及び地域医療構想調整会議での議論の進め方」の項目の記載内容について議論した。2025年に向け地域医療構想を着実に進めるために、基本的な枠組み(病床の必要量の推計・考え方など)は維持し、協議の実施状況、議事録の公表、データ活用等に関する都道府県への国の支援等を記載することが示され、細かい修文は座長預かりとし承認した。複数の委員が、現在の地域医療構想の都道府県別検討状況に関する9月調査のデータの示し方について、病院と有床診療所を合わせたデータのため、民間病院が検討していないと取れるデータとなり誤解を招くことから、正確なデータを示すよう要望した。吉川常任理事は、議事録の公表の明確化について、医療機関の看護部長は自病院の方向性を常に理解している必要があること、また議事録は情報収集のツールとなることからぜひ進めてほしいと要望した。(執筆：吉川常任理事)

◎医療提供体制のあり方など議論 社会保障審議会医療部会

12月23日に社会保障審議会医療部会が開催され、①医療提供体制のあり方②オンライン診療の適切な実施に関する指針の改定等について議論した。①については、本部会の審議内容について、「医療提供体制の改革に関する意見(案)」として示された。井伊副会長は、「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」に関して、かかりつけ医機能は医療機関の機能であることから、看護職を含む医療関係職種によって果たされる機能であることを確認したうえで、かかりつけ医機能報告制度の制度化には賛成するが、具体的な情報提供項目については、医療機関に所属する医師だけでなく、看護職等に関する情報提供項目、具体的には看護師が行う重症化予防のための療養支援や妊産婦等に対する情報提供など高齢者以外への情報提供も念頭にかかりつけ医機能の情報を提供すること、また、「看護職員の確保について」の項目に関連して、看護職員の需給推計は2025年までしか行われていないため、第8次医療計画の中間見直しには間に合うように需給推計を進めるよう、「看護職員の需給推計を行うべき」とはっきり記載することを要望した。②については、オンライン診療に関する不適切事例が報告され、適切な実施に向け、診療ガイドラインなどを踏まえてオンライン診療を実施しなければならないこと、HPや院内掲示で指針を遵守したうえでオンライン診療を行っている旨を公表する案が示され了承した。(執筆：吉川常任理事)

「ハヤヨミ！看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。